

さいたま市内の空き部屋等を社会福祉法人等に貸していただけませんか？

～障害者の「グループホーム」の設置促進～

概要

障害者の「グループホーム」とは、障害のある方々が共同で暮らす「家」です。ニーズが高く、さいたま市内に不足していますので、ぜひ、ご協力ください。

1 賃貸物件の空き部屋を社会福祉法人に貸し出す。

協力依頼物件・・・アパート等の賃貸物件の空き部屋

<メリット> オーナー：特段の手続きが不要。(通常通り法人との賃貸借契約)

空き部屋が埋まり、収入が増える。

法人が「空き部屋」を長期間賃借するため、収入が安定する。

法人が希望してから、1・2か月程度で契約できる。

不動産会社：概ね特段の手続きが不要。(通常通りの賃貸借契約の仲介)

<デメリット> オーナー：当該部分に誘導灯などの設備が必要になる場合がある。

※誘導灯などの設備が必要となる場合は、別途相談させていただきます。

2 空き地等にグループホーム用の建物を建て、社会福祉法人に貸し出す

協力依頼物件・・・空き地 ※既存物件の立替えでも可能

<メリット> オーナー：空き地が埋まり、収入が増える。

法人が「建物全体」を長期間賃借するため、収入が安定する。

不動産会社：概ね特段の手続きが不要。(通常通りの賃貸借契約の仲介)

<デメリット> オーナー：自ら建物を建てるため、初期費用がかかる。

建設工事などにより、賃貸契約まで時間がかかる。

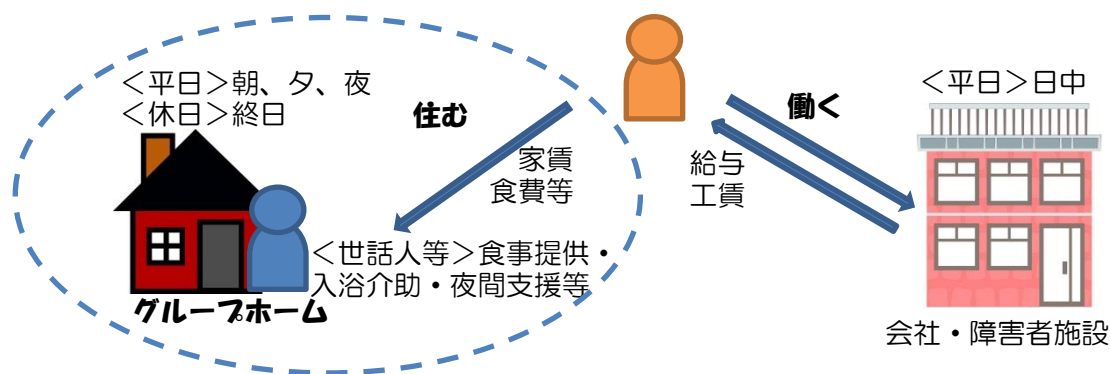
障害者の「グループホーム」とは

朝、夕に、食事などのお世話をする方や、必要に応じて入浴、排せつなど日常生活上の支援する方がいます。

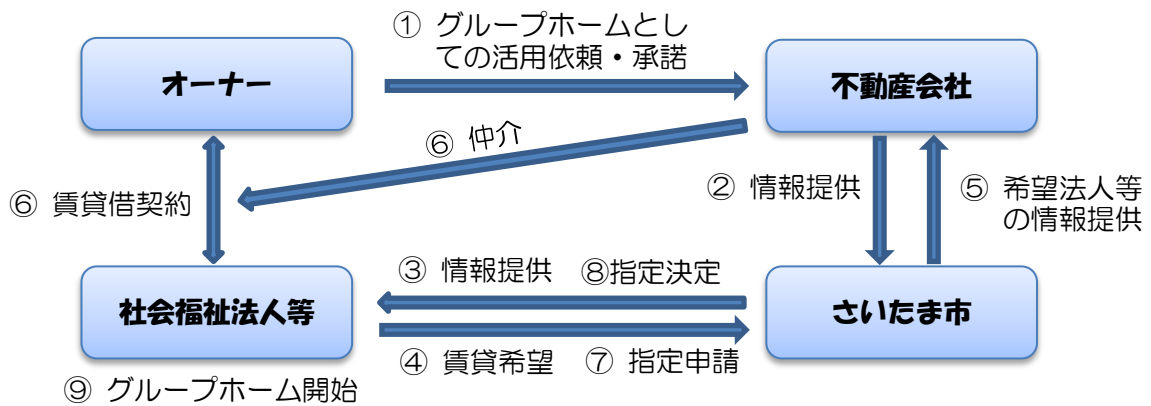
○1部屋の面積は7.43㎡以上(収納設備等を除く)、また、日常生活を送る上で必要な、風呂、トイレ、洗面所、台所、食堂等が必要です。

○さいたま市の指定を受けて、社会福祉法人やNPO法人などの法人が運営します。

※障害者総合支援法第5条第15項「共同生活援助」(「障害福祉サービス」の一つ)に位置づく。



賃貸借契約までのフロー



<空き部屋の貸出の場合>

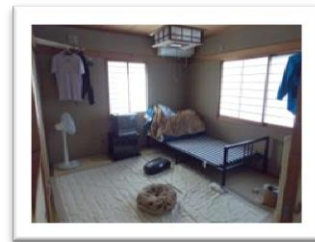
- ・③～⑤の時期に、当該物件の賃貸に興味のある法人とさいたま市で内見をさせていただきます。
- ・賃貸前に、社会福祉法人等が当該物件の住民に説明します。(必要に応じて市も同行)

<土地の活用(建物全体の貸出)の場合>

- ・③～⑤の時期に、当該物件の賃貸に興味のある法人とオーナーで、建物や契約内容等の打合せをさせていただきます。
- ・また、同時期に社会福祉法人等が当該物件の住民に説明します。(必要に応じて市も同行)

グループホームを望む声

- 障害のある方の声・・・地域で自立した生活を送りたい。
- ご家族の方の声・・・親亡き後の住まいの場として、将来のために、増やして欲しい。



障害者が、住みたい地域で、必要な日常生活上の支援を受けながら暮らせる「グループホーム」の設置促進に、ぜひ、ご協力ください。

<問合せ先>さいたま市役所 保健福祉局 福祉部 障害政策課 施設整備係

T E L 048-829-1307 (直通) F A X 048-829-1981

E-MAIL shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp